

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 八 月 七 日

告 示

岐阜県告示第三百二十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 N・（一）アミノ・三・三・ジメチル・一・オキソブタン・二・イル）・五・プロモ・一・ブチル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド及びその塩類（通称ADB・五Br・BUTINACA）
 - 2 N・エチル・二・二・（四・イソプロポキシフェニル）メチル）・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル）エタン・一・アミン及びその塩類（通称N・Desethyl・isotonitazene）
 - 3 （二R・三R）・二・（ベンゾ「d」一・三）ジオキソール・五・イル）・三・メチルモルフォリン、（二S・三S）・二・（ベンゾ「d」一・三）ジオキソール・五・イル）・三・メチルモルフォリン及びそれらの塩類（通称三・四・MDPM、三・四・Methylenedioxyphenmetrazine）
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

○知事指定薬物の指定

目 次

（薬務水道課）

ページ
一

三
あると認められるため。
指定の効力が発生する日
令和六年八月八日

令和六年八月七日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社